

令和8年度倉吉市ごみ収集日程表（4月～9月）《後期日程は裏面》

倉吉市公式LINE内の
「ごみの日リマインダー」
「ごみの出し方検索」
もご活用ください。

【例】自治公民館が「福庭」の場合 ⇒ 区域番号1 ⇒ すべての日程の1の欄をご覧ください。
お住まいの自治公民館の区域番号にマークする等しるしをつけておきましょう！

■区域番号一覧表

地区名	自治公民館名	区域番号	地区名	自治公民館名	区域番号
上井地区	福庭 福庭東	1	灘手地区	北面 穴沢 尾原 別所 穴田 鋤 谷 津原 半坂	21
	上井町1丁目東 上井町1丁目西	2		越殿町 旭田町 金森町 福吉町 福吉町2丁目 東岩倉町	22
	清谷	3		西岩倉町 河原町 広瀬町・越中町の一部	23
	海田西町河北町 河北団地	4		河原町・広瀬町・越中町の一部	24
	天神町 旭西(東側) 旭北 大平町 海田東町 海田南町	5		余戸谷町 みどり町 八幡町 鍛冶町1丁目 瀬崎町	25
	上井町 上井柳町	6		鍛冶町2丁目	26
	旭東 旭南 旭西(西側)	7		馬場町 和田東町 和田 寺谷 大谷茶屋 上神 不入岡	27
西郷地区	山根の一部 伊木(西側) 山根茶屋(旧道沿い)	8		国府 大谷 大沢	28
	山根 伊木(東側) 伊木(中) 虹ヶ丘町	9		国分寺 西福守町 秋喜 秋喜西町 秋喜新町 福光 横田	29
	八屋 下余戸 上余戸 栗尾 大原 広栄町	10		黒見	30
上北条地区	小田東 小田 古川沢 下古川 井手畠 新田 中江 中江西	11	北谷地区	才ヶ崎 三江 福本 福富 沢谷 杉野 悅谷 中野 長谷	31
	大塚 穴窪	12		森 大河内 汗干 つつじが丘 藤井谷 横谷 仙隠 志津	32
上灘地区	駄経寺町 米田町 円谷町 新陽町	13		尾田	33
	下田中町 上灘町	14		鴨川町 鴨川町南	34
	見日町 三明寺東 三明寺西 東巣城町 田内	15		生田	35
	昭和町 幸町	16		打吹団地 丸山町 西倉吉町 福守町	36
	魚町 菓町 東町 住吉町 渡町 荒神町 仲ノ町	17		富海 下大江 東鴨新町 長坂町 長坂新町 弓削 大宮	37
成徳地区	堺町1丁目 堀町2丁目 研屋町 新町1丁目 新町2丁目	18		岩倉 菅原 小鴨 中河原 中河原2	38
	明治町2丁目 明治町2丁目 大正町 大正町2丁目	19		北野 北野住宅	39
	宮川町 宮川町2丁目	20		天神野 西鴨	40
	新町3丁目 西町	21		藏内 上古川 広瀬 石塚 福山 若土 耳 中田 生竹	41
	大正町2丁目	22		生竹仙隠 住吉	42
	下米積 若葉町1丁目 若葉町2丁目 上米積本郷	23	小鴨地区	笹ヶ平 野添 小泉 米富 福原 明高 真野原 堀 鴨ヶ丘	43
高城地区	上米積東 上米積西 下福田 上福田 福積 岡 般若 棕波	24		南堀 今西 泰久寺 松河原 大鳥居 駅前 八王子 安歩	44
	横手 立見 大立 上大立 河来見 桜 服部 旭原 今在家	25		上町 本町 滝川 金谷 大坪 城山 大坪団地	45
	勝負谷 妻ノ神 昭和	26		マロニエ工団地 郡家 山口	46

■可燃ごみ

※収集日の前夜に出てください。※分別がされておらず、可燃ごみに缶・びん等が混ざっている場合、収集できません。

区域番号	曜日	収集しない日	休日収集する日
1 2 9 10 16 17 23 24	月・木	5/4(月) 8/13(木)	7/20(月) 9/21(月)
3 4 5 上井町の一部 12 13 14 15 住吉町の一部 18 19 20 22 27 生竹仙隠	火・金	5/5(火) 8/14(金) 9/22(火)	8/11(火)
6 7 8 11 21 25 26 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く) 35	水・土	5/6(水) 8/15(土) 9/23(水)	4/29(水)

■びん類・缶類(スプレー缶含)・不燃ごみ・小型家電・有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電池・充電池一体型製品)

※収集品目をお間違えないよう、収集日の前夜にコンテナに入れてください。

区域番号	曜日	4月				5月				6月				7月				8月				9月					
1 2 3	月	6	13	20	27	4	11	18	25	1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	31	7	14	21	28
4 5 6 7 8 伊木(中) 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く)	火	7	14	21	28	5	12	19	26	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	1	8	15	22	29
12 13 14 15 18 19 21 22 23 24	水	1	8	15	22	29	6	13	20	27	3	10	17	24	1	8	15	22	5	12	19	26	2	9	16	23	30
9(伊木(中)を除く) 10 20	木	2	9	16	23	30	7	14	21	28	4	11	18	25	2	9	16	23	6	13	20	27	3	10	17	24	21
16(荒神町の一部) 新町2丁目(一部) 生竹仙隠	金	3	10	17	24	1	8	15	22	5	12	19	26	3	10	17	24	7	14	21	28	4	11	18	25	22	
11 17 荒神町の一部 25 26	土	4	11	18	25	2	9	16	23	30	6	13	20	27	4	11	18	25	1	8	15	22	5	12	19	26	23

■使用済みてんぷら油(廃食用油)の回収

★植物性の使用済みてんぷら油は、回収ボックス内のタンクに注いでください。回収ボックスは、上北条、上井、西郷、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、上小鴨の各コミュニティセンター、倉吉交流プラザ玄関、市役所本庁舎東側ごみ置き場、旧水道局庁舎、閔金庁舎旧北玄関、旧山守小学校に設置しています。

★出し方のポイント★

有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電池・充電池一体型製品)

- ・蛍光管は、購入した際の箱に入れるか新聞紙にくるんで出してください。
- ・乾電池、コイン・ボタン電池、ピン型電池、充電池は、必ず+極と-極にテープを貼って絶縁してください。
- ・充電池が外せない充電池一体型製品は、そのままの状態で出してください。

再生資源

- ・布類(※)はひもで結ぶか透明な袋に入れて出してください。

※布類として出せるのは縫い入っていない衣類、カーテン、毛布等です。

- ・発泡スチロール・トレーは、白色のものが対象です。汚れたものや色つき食品用トレー、カップ麺等の容器は、可燃ごみに出てください。
- ・ペットボトルは必ずキャップを外して、中を洗い、ラベルを取り除いてから専用ネットにつぶさないで入れてください。(キャップは可燃ごみに出てください。)

- ・①新聞・チラシ広告、②雑誌・雑紙類、③段ボール、④牛乳パック等は、それぞれひもで結んで出してください。
- ・粗大ごみ

- ・縦横80cm以内で、長さが2m以内の物に限ります。2mを超える物は、2m以内に切断してから出してください。
- ★ごみの区分と出し方を守り、ごみの減量と資源化にご協力ください。

- ★ごみを出すには、各収集場所の管理者(自治公民館やアパート管理会社等)に収集品目や利用方法等を確認したうえで、出してください。

■再生資源

〔新聞・チラシ広告、雑誌・雑紙類、段ボール、布類、牛乳パック、発泡スチロール、白色トレー、ペットボトル〕

※収集日当日の午前8時までに出てください。午前8時以降に収集します。

区域番号	曜日	4月	5月	6月	7月	8月	9月
20	月	6	1(金)	1	6	3	5(土)
11	火	7	2(土)	2	7	4	1
1 3 4	水	1	9(土)	3	1	5	2
5 7	木	2	7	4	2	1(土)	3
2(上井町1丁目西)	6	3	8	5	3	7	4
15 21	月	13	11	8	13	10	7
10	火	14	12	9	14	17(月)	8
12	水	8	13	10	8	12	9
13 14	木	9	14	11	9	6	10
2(上井町1丁目東)	8 9	10	15	12	10	22(土)	11
26	月	20	18	15	22(水)	24	14
25	火	21	19	16	21	18	15
30 32	水	15	20	17	15	19	16
29 31	木	16	21	18	16	20	

令和8年度 倉吉市ごみ収集日程表(10月~3月) スプレー缶は穴を空けて缶類の日に出しましょう

【例】自治公民館が「福庭」の場合⇒区域番号1⇒すべての日程の1の欄をご覧ください。
お住まいの自治公民館の区域番号にマークする等しをつけておきましょう!



■区域番号一覧表

地区名	自治公民館名	区域番号	地区名	自治公民館名	区域番号
上井地区	福庭 福庭東	1	灘手地区	北面 穴沢 尾原 別所 穴田 鋤 谷 津原 半坂	21
	上井町1丁目東 上井町1丁目西	2		越殿町 旭田町 金森町 福吉町 福吉町2丁目 東岩倉町	22
	清谷	3		西岩倉町 河原町 広瀬町 越中町の一部	23
	海田西町河北町 河北団地	4		河原町 広瀬町 越中町の一部	24
	天神町 旭西(東側) 旭北 大平町 海田東町 海田南町	5		余戸谷町 みどり町 八幡町 錫冶町1丁目 瀬崎町	25
	上井本町 上井柳町	6		錫冶町2丁目	
	旭東 旭南 旭西(西側)	7		馬場町 和田東町 和田 寺谷 大谷茶屋 上神 不入岡	26
西郷地区	山根の一部 伊木(西側) 山根茶屋(旧道沿い)	8	社地区	国府 大谷 大沢	27
	山根 伊木(東側) 伊木(中) 虹ヶ丘町	9		国分寺 西福守町 秋喜 秋喜西町 秋喜新町 福光 横田	28
	八屋 下余戸 上余戸 栗尾 大原 広栄町	10		黒見	29
上北条地区	小田東 小田 古川沢 下古川 井手畠 新田 中江 中江西	11	北谷地区	才ヶ崎 三江 福本 福富 沢谷 杉野 悅谷 中野 長谷	30
	大塚 穴窪			森 大河内 汗干 つつじが丘 藤井谷 横谷 仙隠 志津	31
上灘地区	駄経寺町 米田町 円谷町 新陽町	12		尾田	
	下田中町 上灘町	13		鴨川町 鴨川町南	32
	見日町 三明寺東 三明寺西 東巣城町 田内	14		生田	33
	昭和町 幸町	15		打吹団地 丸山町 西倉吉町 福守町	34
	魚町 菓町 東町 住吉町 游町 荒神町 仲ノ町	16		富海 下大江 東鴨新町 長坂町 長坂新町 弓削 大宮	35
成徳地区	堺町1丁目 東仲町 西仲町	17		岩倉 菅原 小鴨 中河原 中河原2	
	堺町2丁目 堀町3丁目 研屋町 新町1丁目 新町2丁目			北野 北野住宅	
	明治町 明治町2丁目 大正町 大正町2丁目			天神野 西鴨	
	宮川町 宮川町2丁目			蔵内 上古川 広瀬 石塚 福山 若土 耳 中田 生竹	
	新町3丁目 西町	18		生竹仙隠 住吉	
高城地区	大正町2丁目	19	小鴨地区	笹ヶ平 野添 小泉 米富 福原 明高 真野原 堀 鴨ヶ丘	
	下米積 若葉町1丁目 若葉町2丁目 上米積本郷			南堀 今西 泰久寺 松原原 大鳥居 駅前 八王子 安歩	
	上米積東 上米積西 下福田 上福田 福積 岡 般若 榛波			上町 中町 本町 滝川 金谷 大坪 城山 大坪団地	
	横手 立見 大立 上大立 河来見 桜 服部 旭原 今在家			マロニエ工団地 郡家 山口	
	勝負谷 妻ノ神 昭和				

■可燃ごみ

※収集日の前夜に出してください。※分別がされておらず、可燃ごみに缶・びん等が混ざっている場合、収集できません。

区域番号	曜日	収集しない日	休日収集する日
1 2 9 10 16 17 23 24	月・木	10/12(月) 11/23(月) 2/11(木) 3/22(月)	12/31(木) 1/11(月)
3 4 5 上井本町の一部 12 13 14 15 住吉町の一部 18 19 20 22 27 生竹仙隠	火・金	11/3(火) 1/1(金) 2/23(火)	
6 7 8 11 21 25 26 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く) 35	水・土	1/2(土)	12/30(水)

■びん類・缶類(スプレー缶含)・不燃ごみ・小型家電・有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電池・充電池一体型製品)

※収集品目をお間違えのないよう、収集日の前夜にコンテナに入れてください。

区域番号	曜日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 2 3	月	5 小電 休み	12 不燃 缶	19 缶	26 不燃 缶	2 9 缶	16 不燃 缶
4 5 6 7 8 伊木(中) 28 29 30 31 32 33 34(生竹仙隠を除く)	火	6 不燃 缶	13 不燃 缶	20 不燃 缶	27 不燃 缶	3 10 缶	17 缶
12 13 14 15 18 19 21 22 23 24	水	7 小電 不燃 缶	14 不燃 缶	21 不燃 缶	25 不燃 缶	2 9 缶	16 不燃 缶
9(伊木(中)を除く) 10 20	木	1 小電 不燃 缶	8 不燃 缶	15 不燃 缶	22 不燃 缶	3 10 缶	17 缶
16(荒神町の一部) 27 新町2丁目の一部 生竹仙隠	金	2 9 缶	16 不燃 缶	30 不燃 缶	6 13 缶	20 不燃 缶	27 不燃 缶
11 17 荒神町の一部 25 26	土	3 10 缶	17 不燃 缶	31 不燃 缶	5 12 缶	19 不燃 缶	26 不燃 缶

■使用済みてんぷら油(廃食用油)の回収

★植物性の使用済み天ぷら油は、回収ボックス内のタンクに注いでください。回収ボックスは、上北条、上井、西郷、成徳、明倫、灘手、社、北谷、高城、小鴨、小鴨の各コミュニティセンター、倉吉交流プラザ玄関、市役所本庁舎東側ごみ置き場、旧水道局庁舎、関金庁舎旧北玄関、旧山守小学校に設置しています。

★出し方のポイント★

有害ごみ(蛍光管・乾電池・充電池・充電池一体型製品)

- ・倉吉市指定袋で出してください。
- ・生ごみは十分に水きりをしてください。
- ・ごみ袋の口は、しっかり結んでください。
- ・ナイロン袋等から出して、コンテナに入れてください。
- ・ビールびん、一升びんはびん類で出せます。
- ・カセットガスボンベ、スプレー缶(※錆びた物も含む)は、中身を使いきってから、必ず穴をあけて『缶類の日』に出してください。
- ・小型家電とは、電池やコンセントから電力を受けて動く家電製品です。ただし、テレビ等の家電リサイクル法対象品目(下記参照)は出さないでください。
- ・小型家電の大きさは、一斗缶[23cm×23cm×35cm]より小さいものです。(詳細な品目はホームページ等をご確認ください)

再生資源

- ・布類(※)はひもで結ぶか透明な袋に入れて出してください。

※布類として出せるのは綿が入っていない衣類、カーテン、毛布等です。

- ・発泡スチロール・トレーは、白色のものが対象です。汚れたものや色つき食品用トレー、カップ麺等の容器は、可燃ごみににしてください。
- ・ペットボトルは必ずキャップを外して、中を洗い、ラベルを取り除いてから専用ネットにつぶさないで入れてください。(キャップは可燃ごみににしてください。)
- ・①新聞・チラシ広告、②雑誌・雑紙類、③段ボール、④牛乳パック等は、それぞれひもで結んで出してください。

粗大ごみ

- ・縦横80cm以内で、長さが2m以内の物に限ります。2mを超える物は、2m以内に切断してから出してください。
- ★ごみの区分と出し方を守り、ごみの減量と資源化にご協力ください。
- ★ごみを出すには、各収集場所の管理者(自治公民館やアパート管理会社等)に収集品目や利用方法等を確認したうえで、出してください。

■再生資源

新聞・チラシ広告、雑誌・雑紙類、段ボール、布類、牛乳パック、発泡スチロール、白色トレー、ペットボトル

※収集日当日の午前8時までに出してください。午前8時以降に収集します。

区域番号	曜日	10月	11月	12月	1月	2月	3月
20	月	5	2	7	9(土)	1	1
11	火	6	7(土)	1	5	2	2
1 3 4	水	7	4	2	6	3	3
5 7	木	1	5	3	7	4	4
2(上井町1丁目西) 6	金	2	6	4	8	5	5
15 21	月	15(木)	9	14	16(土)	8	8
10	火	13	10	8	12	9	9
12	水	14	11	9	13	10	10
13 14	木	8	12	10	14	13(土)	11
2(上井町1丁目東) 8 9	金	9	13	11	15	12	12
26	月	19	16	21	18	15	15
25	火	20	17	15	19	16	16
30 32	水	21	18	16	20	17	17
29 31	木	22	19	17	21	18	18
28 33 34	金	23	20	18	22	19	19
17 19	月	26	30	28	25	22	29
16 18	火	27	24	22	26	27(土)	23
27	水	28	25	23	27	24	24
22 23	木	29	26	24	28	25	25
24 35	金	30	27	25	29	26	26

★ほうきリサイクルセンターに直接搬入するもの

- ・スプリング入りソファやベッドなど素材により解体してから搬入するものがあります。詳細はHPまたは別冊子「ごみの区分と出し方」をご確認ください。
- ・健康器具、鉄アレイ、タイヤチェーン、ジャッキ、流し台、空の消火器(1~10型)、ドラム缶(半分にしたもの)、オルガンや引越し、庭木の刈込みなどによる多量のごみ。
- ・ほうきリサイクルセンター(倉吉市巣城 1637-9 TEL:26-9890)への直接搬入は、ごみ処理手数料がかかります。

★ほうきリサイクルセンターの搬入時間